生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生駒市自治基本条例（平成２１年６月条例第２０号。以下「条例」という。）第４３条に規定する市民自治協議会（以下「市民自治協議会」という。）又はその設立を目指す組織に対し、生駒市補助金等交付規則（平成２０年１０月生駒市規則第１９号）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象組織）

第２条　補助の対象となる組織は、次の各号のいずれかに該当する組織とする。

(1)　生駒市市民自治協議会の認定に関する要綱（平成２８年４月１日施行）第４条第１項の規定により市民自治協議会として認定を受けた組織

(2)　概ね小学校区内の自治会、ＮＰＯ等で構成され、規約等を持ち、地域の課題解決に対して自主的に取り組む組織で、市民自治協議会の設立を目指すものであること

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該小学校区内の課題解決を図るために取り組む事業で、市民に開かれたものであること。ただし、次に掲げるものでないこと。

(1)　特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(2)　政治的、宗教的又は営利を目的とする事業

(3)　公序良俗に反する事業

(4)　補助金の交付を受けようとする年度に本市から補助対象事業に係る別の補助金の交付を受けている事業

(5)　その他この要綱の趣旨にそぐわない事業

（補助対象経費）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費で市長が必要と認めるものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に定める額とする。

(1)　第２条第１号の組織については、補助対象経費相当額とし、５０万円を限度とする。

(2)　第２条第２号の事業については、補助対象経費の額の２分の１以内とする。ただし、５０万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象事業に係る事業計画書

(2)　補助対象事業に係る事業収支予算書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、予算の範囲内において団体に交付する補助金の額を定め、交付の決定をし、申請者に通知するものとする。

（交付決定前の事業着手）

第８条　補助金の交付申請を行おうとする組織は、補助対象事業の効果的な実施を図るためその他やむを得ない事情により交付決定前に当該事業に着手する場合は、当該交付申請の際に市長に届け出なければならない。

（変更承認）

第９条　第７条の規定による通知を受けた組織（以下「交付決定組織」という。）

は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第２号）及びその他市長が必要とする書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1)　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2)　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　市長は、前項の補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付決定組織に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　交付決定組織は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象事業に係る事業報告書

(2)　補助対象事業に係る事業収支決算書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告の内容を調査し、この要綱の規定に沿った適正なものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告のあった交付決定組織に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条の規定により通知を受けた組織（以下「交付確定組織」という。)に対し、確定した額を補助事業の完了後において交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括し、又は分割して事前に交付することができる。

（交付の請求）

第１３条　第１１条の規定により通知を受けた交付確定組織が補助金の交付を受

けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定は、前条ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする場合に準用する。

（施行の細目）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、令和７年３月３１日限りでその効力を失う。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補助の交付の対象となる経費

経費の種類	内　　容
1　人件費	事業実施のために雇用したアルバイト等の賃金
2　報償費	講師、専門家、出演者等への報償、謝礼等（団体構成員に対するものは除く。）
3　需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成費及び印刷費並びに材料、消耗品等の購入費等
4　役務費	通信運搬費、行事保険料等
5　使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等（団体構成員に対するものは除く。）
6　その他の経費	その他市長が必要かつ適切と認める経費

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

生駒市長　　様

申請者　団体名

代表者氏名

代表者住所

生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の名称	
総　事　業　費（Ａ）	円
補助対象経費の合計（Ｂ）	円
事業によって得られる収入（Ｃ）	円
補助金交付申請額（Ｄ） ※「補助金交付申請額」は、上限 50 万円	円

添付書類　　１　補助対象事業に係る事業計画書

２　補助対象事業に係る事業収支予算書

３　その他

様式第２号（第９条関係）

事業計画（変更・中止）承認申請書

年　　月　　日

生駒市長　　様

申請者　団体名

代表者氏名

代表者住所

年　月　日付け　第　　号をもって交付決定通知を受けた生駒市地域まちづくり活動支援補助金の事業計画について、下記のとおり（変更・中止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の名称	
変更の理由	
変更の概要	
変更後の補助金額	円

添付書類　　1　　変更後の補助対象事業に係る事業計画書

2　　変更後の補助対象事業に係る収支予算書

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

生駒市長　　様

申請者　団体名

代表者氏名

代表者住所

実　績　報　告　書

生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

交付決定通知	年　　月　　日付け生市活第　　号
補助対象事業の名称	
補助対象事業の完了年月日	
総事業費	
補助金の交付決定額	
補助金の交付予定額	

添付書類　１　補助対象事業に係る事業報告書

２　補助対象事業に係る事業収支決算書

３　その他